

施設基準等で定められている保険医療機関の書面掲示事項についてご案内いたします。

### 医療情報取得加算

当財団ではオンライン資格確認を行う体制を整えており、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用することで質の高い医療提供に努めております。上記体制により国が定めた診療報酬算定要件に従い、次のとおり診療報酬点数を算定いたします。

初診時	1点
再診時（3カ月に1回）	1点

### 一般名処方加算

当財団では後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。そのなかで、後発医薬品（ジェネリック医薬品）のある医薬品について、特定の商品名ではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方<sup>※</sup>を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合でも、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

※一般名処方とは、お薬の商品名ではなくお薬の有効成分を処方せんに記載することです。

加算 1	後発医薬品が存在する全ての医薬品が一般名処方されている場合	10点
加算 2	後発医薬品が存在する先発品のうち1品目でも一般名処方された場合	8点

### 明細書発行体制等加算 1点

当財団では診療報酬明細書発行の体制を整え、領収書発行の際に個別の診療報酬の算定項目がわかる明細書を無償で発行しています。明細書の発行を希望されない方は、お会計の際にお申し出ください。